

役員候補者推薦委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、本法人の法人運営基本規程に基づき役員候補者推薦委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び任務)

第2条 この法人の理事及び監事（以下「役員」という。）の選任を円滑に行うため、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

2 推薦委員会は、役員候補者を選出し、社員総会に提出することを任務とする。

(構成)

第3条 推薦委員会は、会長、学協会長会議の代表者（学協会長会議議長）、役員任期開始時において各セクションの代表者（セクションプレジデント）である者の7名で構成する。

2 推薦委員会の委員長には、会長が就任する。

(招集及び決議)

第4条 委員長は、役員を選任を行う社員総会の開催に先立ち委員会を招集する。

2 推薦委員会の決議は、全委員の過半数をもって行う。

(理事候補者の選出)

第5条 推薦委員会は、理事会の決議により別に定める規則に基づき実施する理事候補者選挙の結果を踏まえて、所属機関や研究分野、ジェンダー等のバランス、多様性、公平性、平等性、包摂性等を考慮のうえ審議し、理事候補者を選出する。

(監事候補者の選出)

第6条 推薦委員会は、学識経験、組織運営経験、法律の専門知識、会計の専門知識等の観点から審議し、監事候補者を選出する。

(情報提供)

第7条 前2条の審議にあたり、理事会は議長の要請に応じて理事及び監事候補者に関する情報を提供しなければならない。

(推薦候補者名簿及び議事録)

第8条 推薦委員会は、議事終了後速やかに役員候補者名簿、理事候補者選挙の結果及び議事録を作成し、社員総会に提出しなければならない。

(任期)

第9条 推薦委員会の委員の任期は、就任後始めて開催される社員総会の終結の時までとする。

2 推薦委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第10条 推薦委員会の委員は、無報酬とする。

2 推薦委員会の委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

附則

(1) 平成23年12月22日 一部改正 (平成24年5月23日追認)

(2) 平成27年5月7日 一部改正

(3) 令和6年1月31日 一部改正